

長岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市越路河川公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市越路河川公園条例（平成17年長岡市条例第78号）第14条第2項の規定により告示します。

令和8年3月25日

長岡市長 磯田達伸

1 供用期間

4月1日から11月30日まで

2 使用時間

午前5時から午後8時まで（ナイター設備使用の場合は午後10時まで）

3 供用期間及び使用時間を定める期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで